

対象者（事業区分によって異なりますので事前に御相談ください。）

- (1) 事業区分①から⑤まで
ア 県内に事業所を置く、または置こうとする事業者（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）を含みます。）
イ 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者である必要があります。）
- (2) 事業区分⑥
ア エコ協力店いわて認定店※5を有する事業者
イ いわて地球環境にやさしい事業所※6認定事業者
ウ 県内に事業所を置く、または置こうとする事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者に限ります。）
エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）
オ 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者である必要があります。）
- (3) 事業区分⑦
ア 岩手県再生資源利用認定製品製造事業者
イ 事業区分①から⑥までの事業によって開発された製品等を対象とする事業者

※5 エコ協力店いわて認定店……ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいる、環境配慮型の店舗として、県から認定を受けた店舗

※6 いわて地球環境にやさしい事業所……地球温暖化を防止するために、二酸化炭素排出の抑制に関する取組を積極的に行っている事業者として、県から認定を受けた事業者

事業開始までの全体スケジュール



審査（事業区分によって異なります。）

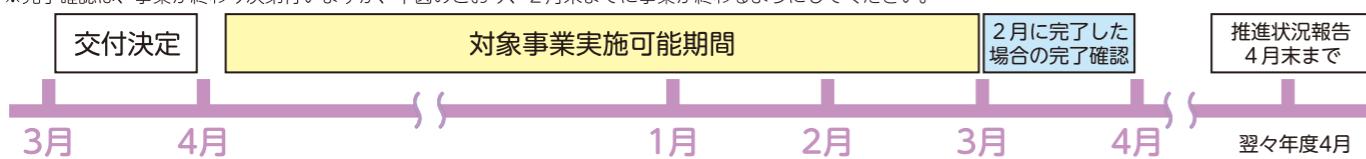
事業区分①から⑤までについては、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業審査会」が審査を行います。応募者に、一次審査（1月下旬予定）でプレゼンテーション、二次審査（2月上旬予定）で疑義等への追加説明を行つていただく場合があります。

事業区分⑥及び⑦については、審査会事務局（県資源循環推進課）が書類審査等を行います。

対象事業期間

県による完了確認期間を含めて、年度内に完了する事業が対象となります。

※完了確認は、事業が終り次第行いますが、下図のとおり、2月末までに事業が終わるようにしてください。



その他

- (1) 応募を検討されている場合は、事業計画についてのヒアリング等を行いますので、事前に担当へ御相談ください。
(2) 廃棄物処理施設の設置許可や廃棄物処理業の許可等を要する場合があります（下表参照）。

設置許可が必要な主な施設	能 力	設置許可が必要な主な施設	能 力
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超	廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超
廃油の油水分離施設	10m ³ /日超	木くずまたはがれき類の破碎施設	5 t/日超
廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超		

- (3) 当該事業計画に沿った、明確な根拠に基づく産業廃棄物等の減量化や資源化等に関する目標値を設定していただきます。
(4) 補助制度の詳細については、岩手県のホームページを御覧ください。
(トップページから「暮らし・環境」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「循環型社会・リサイクル」⇒「産業・地域ゼロエミッション推進事業」)
(5) 本案内は令和6年9月現在のものであるため、内容等を変更する場合があります。

お問い合わせ先

岩手県環境生活部資源循環推進課（県庁11階）

TEL: 019-629-5367 FAX: 019-629-5369 e-mail: AC0003@pref.iwate.jp



公募期間

令和6年 10月1日㈭～11月29日㈮

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業とは？

事業者の皆様が主に県内で発生する産業廃棄物や事業系一般廃棄物の3Rの推進に関する取組を行う場合に、その経費の一部を補助する制度です。

※ 岩手県

制度の概要

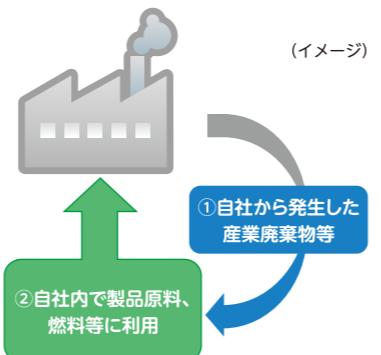
事業者の皆様の取組内容に応じて、次の7つのメニューを設けています。
※「プラスチック再商品化事業者開拓支援事業」については、別途公募を実施しています。

① 企業内ゼロエミッション推進事業

自社内で発生する産業廃棄物等※1の3Rを推進しようとする、先進性のある事業が対象となります。

- 対象経費 建物等施設費、構築物費、機械装置等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費など
- 補助率 対象経費の2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 1,000万円以下

- 取組の例 今まで廃棄処分していた自社から発生する鋳造鉱さいを適正サイズに粉碎したうえで鉄物砂として再生利用することができる機械装置を導入する。

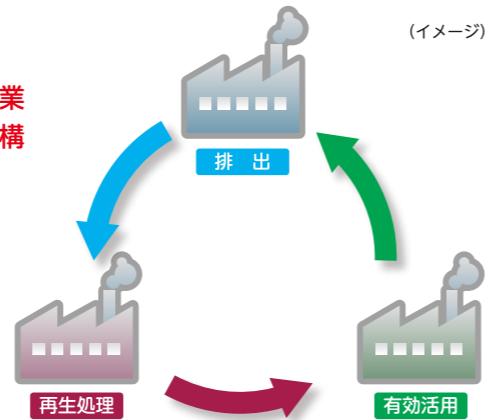


② 地域・企業間ゼロエミッション推進事業

複数の県内の事業者等※2が共同で、相互、または一方から発生する産業廃棄物等の3Rを推進しようとするものであって、地域循環共生圏※3の構築に資する先進性のある事業が対象となります。

- 対象経費 建物等施設費（上限：2,000万円）、構築物費、機械装置等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費など
- 補助率 対象経費の3分の2または2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 3,000万円以下
(一定の条件を満たす場合は100万円以上 4,500万円以下)

- 取組の例 補助金を活用して設備を導入し、地域の複数のコンクリート業者から発生するコンクリートくずを集め、それらを原料として再生路盤材や再生骨材を製造・販売する。



③ 廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業

自ら、または主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等の、3Rに関する新技術の研究開発を行おうとする事業が対象となります。

- 対象経費 原材料費、構築物費、機械装置等費、外注加工費、分析等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費など
- 補助率 対象経費の10分の10、3分の2または2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 1,000万円以下

- 取組の例 太陽光パネルは、アルミ枠で固定されているとともに、従来のリサイクル方法ではモジュールからのガラスの分離が十分でないことから、より効率のよい装置（電動式解体機と剥離装置）の研究開発を行う。



④ 廃棄物利用製品開発推進事業

主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の開発を行おうとする事業が対象となります。

- 対象経費 原材料費、構築物費、機械装置等費、外注加工費、分析等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費など
- 補助率 対象経費の2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 1,000万円以下

- 取組の例 レアメタルを原料とした製品を製造する際に生じる汚泥に含有するレアメタルを回収し、それを活用した製品の開発を行う。

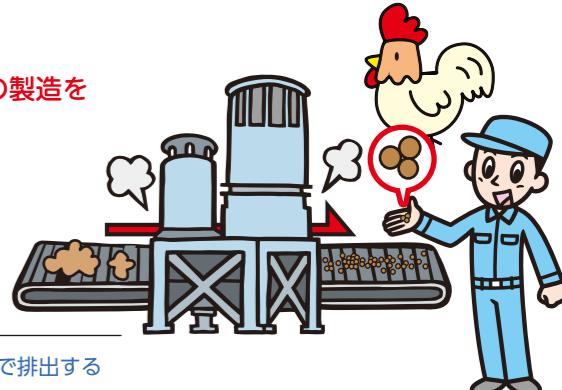


⑤ 廃棄物利用製品製造推進事業

主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用した製品の製造を行おうとする事業が対象となります。

- 対象経費 建物等施設費、構築物費、機械装置等費、技術指導受入費、共同研究費、市場形成調査費など
- 補助率 対象経費の2分の1以内
- 補助金額 100万円以上 1,000万円以下
(一定の条件を満たす場合は100万円以上 1,500万円以下)

- 取組の例 農場から排出される鶏ふんを燃焼し、粒状肥料として使用できる形状で排出するボイラーを購入し、製造した肥料の販売等を行う。

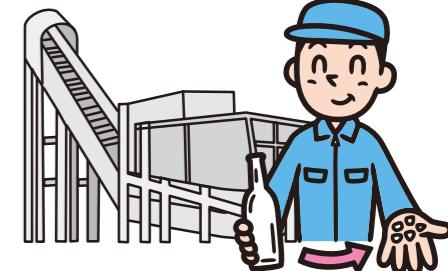


⑥ ゼロエミッション普及促進事業

自ら排出する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする事業が対象となります。※バイオディーゼル燃料（BDF）を製造する場合は、自ら、または県内の事業者等が排出する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする事業が対象となります。

- 対象経費 機械装置の購入・据付け・改良に要する経費、市場形成調査費なお、機械装置については以下のとおり指定しています。
(1)汚泥脱水機
(2)木くず破碎機または木くずボイラー
(3)業務用生ごみ処理機
(4)廃プラスチック類溶融機または廃プラスチック類破碎機
(5)バイオディーゼル燃料製造装置
(6)その他、必要かつ適当と認めるもの（要相談）
- 補助率 対象経費の3分の1以内
- 補助金額 100万円以上 500万円以下

- 取組の例 補助金を活用して木くず粉碎機を導入し、チップ製造過程で生じる荒バークを粉碎し、敷料や燃料として販売する。



⑦ 環境産業育成支援事業

認定製品※4製造事業者が、自ら製造するリサイクル製品の商品力強化または販売促進の取組を行おうとする事業ア、及び事業区分①から⑥までの事業により補助を受けて開発もしくは製造した、製品または技術の利用促進を目的として実施する事業イが対象となります。

- 対象経費 (1) 補助対象がアの場合
品質向上またはコストダウンのための調査分析委託経費、マーケティング調査委託経費、販売プロモーション委託経費、広告宣伝費、イベント・展示会等への出展経費
(2) 補助対象がイの場合
アドバイザー派遣受入経費
- 補助率 (i) 認定製品に係る取組の場合···対象経費の2分の1以内
(ii) 認定製品以外の取組の場合···対象経費の3分の1以内
- 補助金額 (i) 30万円以上 300万円以下 (ii) 20万円以上 200万円以下

- 取組の例 ●認定製品の販売を促進するため、全国規模の展示会に出展するとともに、業界紙へ広告を掲載する。
●事業区分④を実施した事業者が、開発した製品の販売促進や製品改良に関する助言を受けるため、専門家を派遣受入し、調査を行う。



※1 産業廃棄物等···産業廃棄物や事業系一般廃棄物

※2 県内の事業者等···県内に事業所を置く事業者若しくは主にそれらの事業者で構成される法人格を有する団体又は県内に事業所を設置しようとする事業者

※3 地域循環共生圏···都市と農山漁村の各域において、地域ごとの異なる再生可能な資源（自然、物質、人材、資金等）が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農山漁村の特性に応じて適切に地域資源を補完し合うネットワークが形成された地域

※4 認定製品···岩手県再生資源利用認定製品（リサイクル製品の利用拡大を図るために、一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定しています。）